

## 吉野川市商工観光課自動販売機設置事業者募集要領

吉野川市では、市有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と市有財産賃貸借契約を締結する。

参加を希望する者は、本募集要領及び仕様書の内容を承知した上で参加すること。

### 1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高めることを目的とする。

### 2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者のみ参加できることとする。

- (1) 徳島県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 吉野川市における令和3・4年度「物品購入等」の一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有していること。

なお、参加資格を有していない者であっても、吉野川市物品購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年吉野川市告示第2号）第3条各号に規定する書類を参加申込書（様式1）に添付し、審査を受けることにより、後日通知される「吉野川市自動販売機設置事業者募集に係る審査結果通知書」において、参加が認められる見込みのある者。

- (3) 本市から指名停止処分を受けてないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年間の間に2回（2か所）以上すべて誠実に履行していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (9) 次の申立てがなされていない者であること
- ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

### 3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数）  
別添、吉野川市自動販売機設置時業者募集に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 貸付期間  
別添、仕様書による。
- (4) 機器仕様及び貸付条件等  
別添、仕様書による。
- (5) 募集する事業者は、物件番号（貸付箇所）ごとに選定する。

### 4 スケジュール（予定）

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 公募開始           | 令和4年2月22日（火）         |
| (2) 質問書の提出期限       | 令和4年2月24日（木）         |
| (3) 質問回答期限         | 令和4年2月25日（金）         |
| (4) 参加申込書提出期限      | 令和4年2月28日（月）         |
| (5) 参加申込に伴う審査結果の通知 | 令和4年3月1日（火）          |
| (6) 貸付料提案書等提出期限    | 令和4年3月4日（金）          |
| (7) 提案書審査結果の通知     | 令和4年3月上旬             |
| (8) 賃貸借契約締結        | 令和4年4月1日（金）（物件番号1～2） |

（※物件番号3については設置事業者に別途通知する）

### 5 質問方法

募集要領等に対する質問方法については次によることとする。

- (1) 提出書類 吉野川市自動販売機設置事業者募集に係る質問書（様式5）
- (2) 提出期間 令和4年2月22日（火）～2月24日（木） 17時必着
- (3) 提出方法 電子メールのみとし、下記メールアドレスへ提出すること。  
なお、件名は「自動販売機設置事業者募集に係る質問書（事業者名）」とし、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
- (4) 回答方法 受け付けた質問事項及び回答については、令和4年2月25日（金）までに吉野川市ホームページに掲載する。
- (5) 提出先 吉野川市産業経済部商工観光課商工振興係  
メールアドレス： shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 6 参加申込

参加しようとする者は、下記提出期間内に以下の書類を提出すること。  
なお、提出された書類は返却しないものとする。

### (1) 提出書類

ア 吉野川市自動販売機設置事業者募集参加申込書(様式1)及び飲料水等の自動販売機設置業務において3年以上の実績を有することを証明する書類、設置しようとする自動販売機が市が示した仕様書に適合するものであることを証明する書類(別紙「仕様確認書」及びカタログ等)

- ① 提出がない者及び期間内に提出があっても「2 参加資格要件」を満たしていない者は参加できない。
- ② 市が示した仕様書に適合する自動販売機を設置しようとする者について参加を認める。
- ③ 提出書類について市から説明を求められた場合には、誠実にこれに応じなければならない。

イ 吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条各号に規定する書類(別紙「参加資格審査申請に必要な書類(法人用)又は(個人事業者用)」を参照)

※上記イについて、既に参加資格を有している者は提出不要とする。

(2) 提出期間 令和4年2月22日(火)～2月28日(月) 17時必着  
(土曜日及び日曜日を除く)

(3) 受付時間 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)

(4) 提出方法 持参のみ(郵送、インターネット、Eメール等不可)

(5) 提出先 〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1  
吉野川市産業経済部商工観光課商工振興係(東館1階)  
電話 : 0883-22-2226(直通)

(6) 提出書類の様式及び実施要領等の配布

上記提出先まで直接受け取りに来るか、吉野川市ホームページ(<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>)からダウンロードすることとし、郵送等を行わない。

また、配布期間等については、上記提出期間と同様とする。

(7) 参加辞退 参加申込後に辞退する場合は、必ず参加辞退届(様式2)を令和4年3月4日(金)17時(必着)までに郵送又は持参にて提出すること。

## 7 参加資格審査及び審査結果通知

「6 参加申込(1)」により提出された書類に基づき、市において審査を行い、審査結果を全ての参加希望事業者に対して文書にて通知する。

(1) 通知予定日 令和4年3月1日(火)

## 8 貸付料提案書等の提出

参加申込をした事業者は、下記提出期間内に以下の書類を提出すること。  
なお、提出書類については、参加しようとする物件毎に作成すること。

### (1) 提出書類

#### ア 貸付料提案書（様式3）

消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。なお、建物の賃貸借契約については、提案額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借契約額とする。

#### イ 自動販売機の設置に係る提案書（様式4）

設置しようとする自動販売機のカタログ及び仕様書を満たしていることを証明する書類を添付すること（メーカーカタログ等）

(2) 提出期間 令和4年3月1日(火)～3月4日(金) 17時必着

(土・日曜日及び祝日を除く)

(3) 受付時間 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）

(4) 提出方法 持参のみ（郵送、インターネット、Eメール等不可）

(5) 提出先 6（5）に同じ

## 9 設置予定事業者の決定方法等

### (1) 設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する事業者のうち、吉野川市商工観光課自動販売機設置事業者選定委員会が審査した内容点及び価格点の合計（以下「総得点」という。）が最も高い者を設置予定事業者とする。

① 貸付料提案書（様式3）に記載された金額が、仕様書記載の別紙「募集物件一覧」に記載された「年間最低貸付料」以上の額であること。

② 自動販売機の設置に係る提案書（様式4）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、全て記載されていること。なお、全ての項目に何らかの記述がない場合は、失格とする。（該当無しの場合はその旨を記載すること。）

#### イ 総得点の算定方法

総得点＝内容点＋価格点

① 「自動販売機の設置に係る提案書」に係る内容点の評価項目（評価の着眼点）と配置

評 価 項 目		配点
社会貢献度	市事業に係るボランティア活動への取組 (ボランティア活動への人的・物的貢献の実績と計画)	5点
	防災面での市への協力体制 (役務・物資の提供等に係る防災協定の実績と計画)	5点
	市へのその他の事業協力 (その他の人的・物的協力の実績と計画)	5点
自動販売機の付加機能	自動販売機の付加機能 (設置しようとする自動販売機の省エネ性能、条件を超える防災機能、条件を超える寄付型自動販売機の機能(※物件番号3のみ)、電子マネー、必要数を超えるユニバーサルデザイン、Wi-Fi、AED等の付加機能)	10点
市内企業であること	市内企業であること (市内に本店・本社・支店及び営業所を有するか)	15点

② 「貸付料提案書」に係る価格点の算定方式と配点

算 定 方 法	配点
貸付料提案書に記載された貸付料提案額のうち最も高額のものを60点とし、その他の貸付料提案額については、百分比により配点を行う。	60点

ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高いものを設置予定事業者とする。なお、内容点も同一の場合は、後日くじ引きにより設置予定事業者を決定する。この場合において、くじ引きに応じない者があるときには、これに代えて本入札に関係のない吉野川市職員にくじを引かせて設置予定事業者を決定する。

## 10 設置事業者の決定時期及び結果の通知

3月上旬頃に設置事業者を決定し、決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

## 11 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効する。

- ア 不正行為による応募
- イ 貸付料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱、又は不明確なとき
- ウ 貸付料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出された書類は、提出期限後に書き換え、差し換え又は撤回をすることはできない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取りやめることがある。

## 12 契約

設置予定事業者は市が指定する日までに、市指定の契約書により契約を締結しなければならない。なお、指定日までに設置者が契約の締結をしないときは、その者の決定は効力を失うものとする。

## 13 設置予定事業者の決定取消し等

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 市が指定する日までに、設置予定事業者が契約を締結しないとき
- イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
- ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないときと本市が判断したとき

上記により、設置予定事業者の決定を取り消したときは、次点の者と随意契約交渉を行うものとする。（仕様書で定める最低貸付料以上の額の者）

## 14 その他

本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令の定めるところによる。また、本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。